

りようしゃじちかい な はなばたけ かいそく  
利用者自治会 菜の花畑 会則

めいしょうおよ しょざいち  
(名称及び所在地)

だい じょう かい りようしゃじちかい な はなばたけ じむきょく かい な はなない  
第1条 この会は 利用者自治会 菜の花畑 といひ、事務局をゆずりは会 菜の花内におきま  
す。

もくてき  
(目的)

だい じょう かい かいじん ひ せいかつ はな あ かぞく りようしゃ たの  
第2条 この会は、会員の日ごろの生活について話し合ったり、家族と利用者が楽しめるよう  
な行事を行ひ、交流と親睦を深め、地域生活をしていくことに役立たせていくこ  
とを目的とします。

かつどうないよう  
(活動内容)

だい じょう ほんかい もくてき たっせい つぎ じぎょう おこな  
第3条 本会の目的を達成するために次の事業を行います。

- (1) レクリエーションを年4回行ひ、交流と親睦をはかります。
- (2) 毎日のおやつを会費から出します。
- (3) 外注のおべんとうは、会員で相談して業者を決めます。

かいじん  
(会員)

だい じょう かいじん な はなばたけ にゆうかい かい しゅし さんどう ひと  
第4条 会員は菜の花畑に入会し、会の趣旨に賛同する人。

やくじん  
(役員)

だい じょう かい つぎ やくじん  
第5条 この会に次の役員をおきます。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) 書記 1名
1. 役員(やくじん)の任期(にんき)は2年(2ねん)とします。毎年度(まいねんど)4月(がつ)～3月(がつ)を任期(にんき)とし、役員(やくじん)の交代(こうたい)は4月(がつ)からと  
します。
  2. 役員(やくじん)の再選(さいせん)は2回(2かい)までとします。

やくいん しごと  
(役員の仕事)

だい じょう  
第6条

1. かいちょう かい だいひょう かいぎ しき  
会長は、この会を代表し、会議を仕切ります。
2. ふくかいちょう かいちょう たす かいちょう じこ かいちょう か  
副会長は、会長を助け、会長に事故があったときは会長の代わりをします。
3. しよき かい きろく  
書記は、この会の記録などをつけます。
4. かいけい な はな しょくいん だいこう  
会計は、菜の花の職員に代行してもらうこともできます。

そうだんやく  
(相談役)

だい じょう ほんかい そうだんやく  
第7条 本会に相談役をおくことが出来ます。

1. そうだんやく ほんかい もくてき さんどう ほんかい うんえい じよげん  
相談役には、本会の目的に賛同するものがあり、本会の運営について助言します。

かいぎ  
(会議)

だい じょう ほんかい うんえい そうかいおよ やくいんかい おこな ぎけつ しゅっせきしゃ かはんすう けつてい  
第8条 本会の運営は総会及び役員会で行い、議決の出席者の過半数をもって決定します。

かいひ  
(会費)

だい じょう かいひ かげつ えん  
第9条 会費は1ヶ月1,000円とします。

かつどう  
(活動)

だい じょう した かい たつき かつどう はなしあい  
第10条 下に書いた月に活動や話し合いをします。

- がつ な はなこうえんかい そうかい やくいん しょうかい  
4月・・・菜の花後援会の総会で役員を紹介します
- がつ ぎょうじ  
5月・・・行事
- がつ ぎょうじ  
11月・・・行事
- がつ ぎょうじ  
12月・・・行事
- がつ ぎょうじ  
3月・・・行事

そうかい やくいんかいせん じねんど ぎょうじけいかく はな あ  
総会：役員改選、次年度の行事計画の話し合い

い じょう  
以上